

第4節 短期滞在手術基本料

A400 短期滞在手術等基本料

【項目の見直し】

1 短期滞在手術等基本料1（日帰りの場合）
2,856点

1 短期滞在手術等基本料1（日帰りの場合）
2,856点

1日につき15点を所定点数に加算する。
注3 別に厚生労働大臣が定める状態の患者については、重症者加算として、当該患者に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。ただし、重症者加算1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者についてのみ加算する。

イ 重症者加算1 60点

ロ 重症者加算2 30点

注4 診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、データ提出加算並びに薬剤総合評価調整加算、第2章第8部精神科専門療法（区分番号I011に掲げる精神科退院指導料及び区分番号I011-2に掲げる精神科退院前訪問指導料を除く。）に係る費用並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、地域移行機能強化病棟入院料に含まれるものとする。

2 短期滞在手術等基本料2（1泊2日の場合）
4,918点
（生活療養を受ける場合にあつては、4,890点）

3 短期滞在手術等基本料3（4泊5日までの場合）

イ D237 終夜睡眠ポリグラフィー 1
携帯用装置を使用した場合 16,773点
（生活療養を受ける場合にあつては、16,702点）

ロ D237 終夜睡眠ポリグラフィー 2
多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合 9,383点
（生活療養を受ける場合にあつては、9,312点）

ハ D237 終夜睡眠ポリグラフィー 3
1及び2以外の場合 9,638点
（生活療養を受ける場合にあつては、9,567点）

ニ D291-2 小児食物アレルギー負荷検査 6,130点
（生活療養を受ける場合にあつては、6,059点）

ホ D413 前立腺針生検法 11,737点
（生活療養を受ける場合にあつては、11,666点）

ヘ K008 腋臭症手術 2 皮膚有毛部切除術 17,485点
（生活療養を受ける場合にあつては、17,414点）

ト K093-2 関節鏡下手根管開放手術 20,326点
（生活療養を受ける場合にあつては、20,255点）

チ K196-2 胸腔鏡下交感神経節切除術（両側） 43,479点
（生活療養を受ける場合にあつては、43,408点）

リ K282 水晶体再建術 1 眼内レンズ

2 短期滞在手術等基本料2（1泊2日の場合）
4,918点
（生活療養を受ける場合にあつては、4,890点）

3 短期滞在手術等基本料3（4泊5日までの場合）

イ D237 終夜睡眠ポリグラフィー 1
携帯用装置を使用した場合 17,300点
（生活療養を受ける場合にあつては、17,229点）

ロ D237 終夜睡眠ポリグラフィー 2
多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合 7,491点
（生活療養を受ける場合にあつては、7,420点）

ハ D237 終夜睡眠ポリグラフィー 3
1及び2以外の場合 9,349点
（生活療養を受ける場合にあつては、9,278点）

ニ D291-2 小児食物アレルギー負荷検査 6,000点
（生活療養を受ける場合にあつては、5,929点）

ホ D413 前立腺針生検法 11,380点
（生活療養を受ける場合にあつては、11,309点）

ヘ K008 腋臭症手術 2 皮膚有毛部切除術 19,993点
（生活療養を受ける場合にあつては、19,922点）

ト K093-2 関節鏡下手根管開放手術 19,313点
（生活療養を受ける場合にあつては、19,242点）

チ K196-2 胸腔鏡下交感神経節切除術（両側） 40,666点
（生活療養を受ける場合にあつては、40,595点）

リ K282 水晶体再建術 1 眼内レンズ

を挿入する場合 ロ その他のもの
27,093点
(生活療養を受ける場合にあつては、27,022点)

ヌ K 2 8 2 水晶体再建術 2 眼内レンズ
を挿入しない場合 21,632点
(生活療養を受ける場合にあつては、21,561点)

ル K 4 7 4 乳腺腫瘍摘出術 1 長径5セ
ンチメートル未満 20,112点
(生活療養を受ける場合にあつては、20,041点)

ヲ K 6 1 7 下肢静脈瘤手術 1 抜去切除
術 27,311点
(生活療養を受ける場合にあつては、27,240点)

ワ K 6 1 7 下肢静脈瘤手術 2 硬化療法
(一連として) 9,850点
(生活療養を受ける場合にあつては、9,779点)

カ K 6 1 7 下肢静脈瘤手術 3 高位結紮
術 12,371点
(生活療養を受ける場合にあつては、12,300点)

を挿入する場合 ロ その他のもの (片側)
22,096点
(生活療養を受ける場合にあつては、22,025点)

ヌ K 2 8 2 水晶体再建術 1 眼内レンズ
を挿入する場合 ロ その他のもの (両側)
37,054点
(生活療養を受ける場合にあつては、36,983点)

ル K 2 8 2 水晶体再建術 2 眼内レンズ
を挿入しない場合 (片側) 20,065点
(生活療養を受ける場合にあつては、19,994点)

ヲ K 2 8 2 水晶体再建術 2 眼内レンズ
を挿入しない場合 (両側) 30,938点
(生活療養を受ける場合にあつては、30,867点)

ワ K 4 7 4 乳腺腫瘍摘出術 1 長径5セ
ンチメートル未満 19,806点
(生活療養を受ける場合にあつては、19,735点)

カ K 6 1 6 - 4 経皮的シャント拡張術・血
栓除去術 37,588点
(生活療養を受ける場合にあつては、37,517点)

ヨ K 6 1 7 下肢静脈瘤手術 1 抜去切除
術 24,013点
(生活療養を受ける場合にあつては、23,942点)

タ K 6 1 7 下肢静脈瘤手術 2 硬化療法
(一連として) 12,669点
(生活療養を受ける場合にあつては、12,598点)

レ K 6 1 7 下肢静脈瘤手術 3 高位結紮
術 11,749点
(生活療養を受ける場合にあつては、11,678点)

ソ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニ
ア (3歳未満に限る。) 35,052点

ヨ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア (15歳未満に限る。) 29,093点

(生活療養を受ける場合にあつては、29,022点)

タ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア (15歳以上に限る。) 24,805点

(生活療養を受ける場合にあつては、24,734点)

レ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側) (15歳未満に限る。) 56,183点

(生活療養を受ける場合にあつては、56,112点)

ソ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側) (15歳以上に限る。) 51,480点

(生活療養を受ける場合にあつては、51,409点)

ツ K 7 2 1 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術 1 長径2センチメートル未満

14,661点

(生活療養を受ける場合にあつては、14,590点)

ネ K 7 2 1 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術 2 長径2センチメートル以上

(生活療養を受ける場合にあつては、34,981点)

ツ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア (3歳以上6歳未満に限る。) 28,140点

(生活療養を受ける場合にあつては、28,069点)

ネ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア (6歳以上15歳未満に限る。) 25,498点

(生活療養を受ける場合にあつては、25,427点)

ナ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア (15歳以上に限る。) 24,466点

(生活療養を受ける場合にあつては、24,395点)

ラ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側) (3歳未満に限る。) 68,729点

(生活療養を受ける場合にあつては、68,658点)

ム K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側) (3歳以上6歳未満に限る。)

55,102点

(生活療養を受ける場合にあつては、55,031点)

ウ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側) (6歳以上15歳未満に限る。)

43,921点

(生活療養を受ける場合にあつては、43,850点)

キ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側) (15歳以上に限る。) 50,212点

(生活療養を受ける場合にあつては、50,141点)

ノ K 7 2 1 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 1 長径2センチメートル未満

14,314点

(生活療養を受ける場合にあつては、14,243点)

オ K 7 2 1 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 2 長径2センチメートル以上

18,932点
 (生活療養を受ける場合にあつては、18,861点)
 ナ K 7 4 3 痔核手術 (脱肛を含む。) 2
 硬化療法 (四段階注射法によるもの)
 13,410点
 (生活療養を受ける場合にあつては、13,339点)

ラ K 8 6 7 子宮頸部 (腔部) 切除術
 18,400点
 (生活療養を受ける場合にあつては、18,329点)
 ム K 8 7 3 子宮鏡下子宮筋腫摘出術
 35,524点
 (生活療養を受ける場合にあつては、35,453点)

17,847点
 (生活療養を受ける場合にあつては、17,776点)
 ク K 7 4 3 痔核手術 (脱肛を含む。) 2
 硬化療法 (四段階注射法によるもの)
 12,291点
 (生活療養を受ける場合にあつては、12,220点)
 ヤ K 7 6 8 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
 (一連につき) 28,010点
 (生活療養を受ける場合にあつては、27,939点)
 マ K 8 6 7 子宮頸部 (腔部) 切除術
 17,344点
 (生活療養を受ける場合にあつては、17,273点)
 ケ K 8 7 3 子宮鏡下子宮筋腫摘出術
 34,438点
 (生活療養を受ける場合にあつては、34,367点)
 フ M 0 0 1-2 ガンマナイフによる定位放
 射線治療 59,855点
 (生活療養を受ける場合にあつては、59,784点)

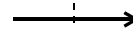
【注の見直し】

注4 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第4部画像診断及び第11部麻酔のうち次に掲げるものは、短期滞在手術等基本料2に含まれるものとする。
 イ (略)
 ロ 入院基本料等加算 (臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、がん診療連携拠点病院加算及びデータ提出加算を除く。)
 ハ (略)

注4 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第4部画像診断及び第11部麻酔のうち次に掲げるものは、短期滞在手術等基本料2に含まれるものとする。
 イ (略)
 ロ 入院基本料等加算 (臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、がん拠点病院加算及びデータ提出加算を除く。)
 ハ (略)

【注の見直し】

注5 第1章基本診療料及び第2章特掲診療料に掲げるものは、短期滞在手術等基本料3に含まれるものとする。



注5 第1章基本診療料及び第2章特掲診療料に掲げるもの（当該患者に対して行った第2章第2部第2節在宅療養指導管理料、第3節薬剤料、第4節特定保険医療材料料、区分番号J038に掲げる人工腎臓及び退院時の投薬に係る薬剤料並びに別に厚生労働大臣が定める除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、短期滞在手術等基本料3に含まれるものとする。